捜査特別報奨金の非課税

要望事項

捜査特別報奨金制度により支払われる捜査特別報奨金について、所得税・個人住民税の算出の際に一時所得として扱わないよう措置しようとするもの。

※捜査特別報奨金制度
都道府県警察が捜査を行っている事件のうち、警察庁が特に指定するものに関して、当該事件の検挙に結び付く有力な情報を提供した者のうちの優等者に対して国費により報奨金を支払う制度

政策目的

一般国民からの情報提供を促進し、社会的反響の大きい殺人等の重要凶悪事件をより多く検挙して国民に治安に対する安心感を与えること。

施策の必要性

これまでの捜査特別報奨金制度対象事件のうち、国民からの情報提供による検挙事件数は1事件（1年平均約0.3事件）にとどまっていることから、本件租税特別措置により、一般国民からの情報提供を促進し、より多くの重要凶悪事件を検挙することで、国民に治安に対する安心感を与えることが求められている。

合理性

〇政策目的の位置付け
・「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（犯罪対策閣僚会議）
・「重要犯罪に係る捜査の強化」（警察庁政策評価体系）
〇政策目標
対象事件1事件当たりの月平均情報提供件数を増加させる。
※捜査特別報奨金制度対象事件1事件当たりの月平均情報提供件数
平成19年度　24.2件、平成20年度17.3件、平成21年度25.5件

有効性

・非課税により得られる金額が増加。
・確定申告等の手続がなくなる。
・周囲に知られるのではないかという情報提供者の不安の除去。

↓

重要凶悪事件に係る情報提供を促進。

↓

社会的反響の大きい殺人等の重要凶悪事件の検挙数を増加させる。

↓

国民に治安に対する安心感を与える。

税収の減収額は各年度当たり29.7万円と見込まれ、国民に治安に対する安心感を与えるために是認できる範囲である。

相当性

・当該要望項目以外の税制上の支援措置はない。
・納税手続をなくし、情報提供者の負担を軽減するとともに、情報提供者に関する保秘の徹底を図るという観点からは、他の政策手段は取り得ず、捜査特別報奨金を非課税とする租税特別措置が必要である。